

広島県告示第二百一号

令和元年広島県告示第四百九号（令和元年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
一 地籍調査本体事業				一 地籍調査本体事業			
調査を行う者の名称	調査地域	(略)	(略)	調査を行う者の名称	調査地域	(略)	(略)
世羅町	田打の一部、青山の一部、西神崎の一部、三郎丸の一部、中原の一部	交付決定の日 令和三年三月三十一日	交付決定の日 令和三年三月三十一日	世羅町	田打の一部、青山の一部、西神崎の一部	交付決定の日 令和二年三月三十一日	交付決定の日 令和二年三月三十一日
神石高原町	(略)	交付決定の日 令和三年三月三十一日	交付決定の日 令和三年三月三十一日	神石高原町	(略)	交付決定の日 令和二年三月三十一日	交付決定の日 令和二年三月三十一日